

# 帯広市地域防災計画

## (地震災害対策編)

令和 8 年 6 月

帯広市防災会議

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画の効果的促進	1
第4節	計画の基本方針	2
1	防災組織	2
2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第5節	帯広市の概況	8
1	位置	8
2	地勢	8
第6節	帯広市周辺における地震の発生状況	9
第7節	被害想定	16
1	現況	16
2	帯広市の被害想定	16

## 第2章 災害予防計画

第1節	市民の心構え	20
1	家庭における措置	20
2	職場における措置	20
3	駅やデパート等集客施設でとるべき措置	21
4	街など屋外でとるべき措置	21
5	運転者のとるべき措置	21
6	津波に対する心得	21
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	22
1	建築物の安全化	22
2	都市施設等の整備計画	22
3	ライフライン施設等の機能の確保	22
4	復旧対策基地の整備	23
5	災害応急対策等への備え	23
6	耐震改修促進計画の推進	23
第3節	地震防災知識の普及・啓発に関する計画	24
1	防災知識の普及・啓発	24
2	学校等教育関係機関における防災思想の普及	24
3	普及・啓発の時期	25
第4節	防災訓練計画	26
1	訓練実施機関	26
2	訓練の種別	26
3	市及び防災会議が実施する訓練	26
4	民間団体等との連携	27

<b>第5節</b>	<b>食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</b>	28
1	食料等の確保	28
2	防災資機材の整備	28
3	備蓄倉庫及び分散備蓄の状況	28
4	企業・業界団体との優先供給協定等の締結	29
<b>第6節</b>	<b>相互応援（受援）体制整備計画</b>	32
1	基本的な考え方	32
2	相互応援（受援）体制の整備	32
3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	33
<b>第7節</b>	<b>自主防災組織の育成等に関する計画</b>	34
1	地域住民による自主防災組織	34
2	事業所等の防災組織	34
3	自主防災組織の編成	34
4	組織の活動	34
5	防災資機材等の整備	36
6	自主防災組織の育成支援	36
<b>第8節</b>	<b>避難体制整備計画</b>	38
1	避難誘導體制の構築	38
2	避難場所・避難所等の確保	38
3	避難場所・避難所等の住民への周知	40
4	避難計画の策定等	41
5	被災者の把握	42
6	災害時孤立地区対策	43
7	防災上重要な施設の管理等	43
8	施設の整備計画	43
<b>第9節</b>	<b>避難行動要支援者対策計画</b>	44
1	安全対策	44
2	援助活動	46
3	外国人への支援対策	47
<b>第10節</b>	<b>火災予防計画</b>	48
1	地震による火災の防止	48
2	火災予防の徹底	48
3	予防査察の強化	48
4	防火思想の普及	48
<b>第11節</b>	<b>危険物等災害予防計画</b>	49
1	危険物保安対策	49
2	火薬類保安対策	49
3	高圧ガス保安対策	49
4	毒物・劇物災害対策	49
5	放射性物質災害対策	49
<b>第12節</b>	<b>建築物等災害予防計画</b>	51
1	建築物の防災対策	51
2	がけ地に近接する建築物の防災対策	51
<b>第13節</b>	<b>土砂災害予防計画</b>	52

1	現況	5 2
2	予防対策	5 2
3	土砂災害警戒情報の伝達等	5 2
4	土砂災害警戒情報の伝達系統	5 3
5	避難施設	5 3
<b>第 1 4 節</b>	<b>液状化災害予防計画</b>	5 4
1	現況	5 4
2	液状化対策	5 4
3	液状化対策の普及・啓発	5 4
<b>第 1 5 節</b>	<b>積雪・寒冷対策計画</b>	5 5
1	積雪対策の推進	5 5
2	交通の確保	5 5
3	雪に強いまちづくりの推進	5 5
4	寒冷対策の推進	5 5
<b>第 1 6 節</b>	<b>業務継続計画の策定</b>	5 7
1	市の業務継続計画の策定	5 7
2	事業所の業務継続計画の策定	5 7
3	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	5 7

### 第 3 章 地震応急対策計画

<b>第 1 節</b>	<b>応急活動体制</b>	5 8
1	非常配備態勢の種類と基準	5 8
2	臨時非常配備態勢	6 0
3	帯広市災害対策本部	6 2
<b>第 2 節</b>	<b>災害情報等の収集・伝達計画</b>	7 6
1	災害情報等の収集及び伝達体制の整備	7 6
2	災害情報等の内容及び通報の時期	7 6
3	通報手段の確保	7 7
4	通信施設の整備の強化	7 9
5	被害状況報告	7 9
<b>第 3 節</b>	<b>災害広報・情報提供計画</b>	9 0
1	広報内容	9 0
2	広報手段	9 0
3	広聴活動	9 1
4	安否情報の提供	9 1
<b>第 4 節</b>	<b>避難対策計画</b>	9 3
1	避難実施責任者及び措置内容	9 3
2	避難措置における連絡及び協力等	9 4
3	避難指示等の周知	9 4
4	避難方法	9 5
5	避難路及び避難場所等の安全確保	9 5
6	被災者の生活環境の整備	9 5
7	避難所・避難場所の開設	9 6

8	避難所等の運営管理等	97
9	帳簿類の整備	99
10	道(十勝総合振興局)に対する報告	100
11	機関への連絡	100
12	広域避難	101
13	広域一時滞在	101
<b>第5節</b>	<b>救助救出計画</b>	<b>104</b>
1	実施責任	104
2	救助救出を必要とする場合	104
3	救助救出活動	104
<b>第6節</b>	<b>地震火災等対策計画</b>	<b>105</b>
1	消防組織計画	105
2	消防力整備計画	107
3	消防活動体制	107
4	消火任務	107
5	震災予防対策	107
6	震災警防対策	110
7	消防応援出動	110
<b>第7節</b>	<b>災害警備計画</b>	<b>111</b>
1	警察活動の任務	111
2	災害警備本部の設置	111
3	災害時の警察活動	111
<b>第8節</b>	<b>交通応急対策計画</b>	<b>113</b>
1	交通応急対策の実施	113
2	道路の交通規制	114
3	緊急輸送のための交通規制	115
4	北海道緊急輸送道路ネットワーク計画	116
<b>第9節</b>	<b>輸送計画</b>	<b>119</b>
1	実施責任者	119
2	輸送の方法	119
3	輸送の範囲	120
4	費用の限度及び期間	120
5	緊急輸送業務に従事する車両の表示	120
6	輸送状況の記録簿	122
7	緊急輸送要請体制	123
<b>第10節</b>	<b>消防防災ヘリコプター活用計画</b>	<b>126</b>
1	運航体制	126
2	緊急運航の要請	126
3	要請方法	126
4	要請先	126
5	報告	126
6	消防防災ヘリコプターの活動内容	126
7	救急患者の緊急搬送手続等	127
8	ヘリコプターの離着陸可能地	127

9	消防防災ヘリコプター運航系統図	1 2 7
<b>第 1 1 節</b>	<b>食料供給計画</b>	1 3 4
1	実施責任	1 3 4
2	食料の供給	1 3 4
3	食料輸送計画	1 3 4
4	応急供給の対象者	1 3 4
5	食料の備蓄及び調達	1 3 4
6	米飯の炊き出し	1 3 4
7	給食の実施	1 3 5
8	費用の限度及び期間	1 3 5
9	炊き出し給与状況の記録	1 3 5
<b>第 1 2 節</b>	<b>衣料・生活必需品物資供給計画</b>	1 3 6
1	実施責任者	1 3 6
2	物資供給の対象者	1 3 6
3	調達の方法	1 3 6
4	給与又は貸与の方法	1 3 7
5	義援金品の取扱い	1 3 7
6	費用の限度及び給（貸）与期間	1 3 7
7	物資の給与状況の記録	1 3 7
<b>第 1 3 節</b>	<b>給水計画</b>	1 3 8
1	実施責任	1 3 8
2	給水対象者	1 3 8
3	応急給水に伴う用語の定義	1 3 8
4	目標応急給水量（1 人 1 日給水量）	1 3 9
5	応急給水活動	1 3 9
6	運搬給水計画	1 4 1
7	応援の要請	1 4 1
<b>第 1 4 節</b>	<b>上下水道施設対策計画</b>	1 4 2
1	実施責任者	1 4 2
2	非常態勢	1 4 2
3	上水道施設	1 4 2
4	下水道施設	1 4 5
5	上下水道一体での対応	1 4 7
<b>第 1 5 節</b>	<b>石油類燃料供給計画</b>	1 4 8
1	実施責任者	1 4 8
2	石油類燃料の確保	1 4 8
<b>第 1 6 節</b>	<b>電力施設災害応急計画</b>	1 4 9
1	電気施設	1 4 9
<b>第 1 7 節</b>	<b>ガス施設災害応急対策計画</b>	1 5 1
1	非常体制	1 5 1
2	供給停止等の措置	1 5 1
3	復旧対策	1 5 2
4	広報活動	1 5 2
<b>第 1 8 節</b>	<b>通信施設災害応急対策計画</b>	1 5 3

1	非常体制	153
2	防止対策及び応急措置	153
3	広報活動	153
<b>第19節</b>	<b>鉄道施設災害応急対策計画</b>	<b>155</b>
1	災害時の活動体制	155
2	自衛消防団	155
3	避難誘導等	155
4	初期活動	155
5	応急処置体制	155
6	非常招集	156
7	通信連絡	156
<b>第20節</b>	<b>医療救護・福祉計画</b>	<b>157</b>
1	実施責任者	157
2	医療救護対策	157
3	救護班の活動状況等の記録	157
4	患者の移送	158
5	医療機関等の状況	158
6	医師会等に対する出動要請	158
7	医療薬品等の確保	158
8	関係者間の連携体制の構築等	159
<b>第21節</b>	<b>防疫計画</b>	<b>160</b>
1	実施責任	160
2	防疫班の編成	160
3	防疫の種別と方法	160
4	感染症患者等の発生時における対応	161
5	防疫用資器材の調達	161
6	家畜及び畜舎の防疫	161
<b>第22節</b>	<b>廃棄物処理等計画</b>	<b>162</b>
1	実施責任者	162
2	清掃班の編成	162
3	応急措置	162
4	ごみの収集処理の方法	162
5	し尿の収集処理の方法	162
6	死亡獣畜の処理方法	163
7	計画の実効性の向上	163
8	清掃等施設状況	163
9	清掃車両保有状況	164
<b>第23節</b>	<b>文教対策計画</b>	<b>165</b>
1	実施責任者	165
2	応急教育対策	165
3	文化財等保全対策	167
4	費用の限度及び期間	167
5	学用品の給与状況記録	168
<b>第24節</b>	<b>住宅対策計画</b>	<b>169</b>

1	実施責任	169
2	実施の方法	169
3	平常時の規制の適用除外措置	170
4	施工及び資材の調達	170
5	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	170
6	公営住宅等の斡旋	170
7	住宅の応急復旧活動	171
<b>第25節</b>	<b>被災建築物安全対策計画</b>	<b>173</b>
1	応急危険度判定の活動体制	173
2	応急危険度判定士の確保	173
3	応急危険度判定制度の仕組み	173
4	応急危険度判定の基本的事項	173
5	石綿飛散防止対策	174
<b>第26節</b>	<b>被災宅地安全対策計画</b>	<b>175</b>
1	危険度判定の実施の決定	175
2	判定対象宅地	175
3	判定士の業務	175
4	危険度判定実施本部の業務	175
5	事前準備	175
<b>第27節</b>	<b>行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画</b>	<b>177</b>
1	実施責任者	177
2	実施方法	177
3	火葬場の状況	178
4	費用の限度及び期間	178
5	遺体の搜索等の記録	178
<b>第28節</b>	<b>広域応援・受援計画</b>	<b>181</b>
1	実施機関	181
2	実施内容	181
<b>第29節</b>	<b>自衛隊派遣要請計画</b>	<b>185</b>
1	災害時派遣要請基準	185
2	災害派遣要請の手続	185
3	災害派遣部隊の受入体制	185
4	派遣部隊の撤収要請	186
5	経費負担等	186
<b>第30節</b>	<b>災害ボランティアとの連携計画</b>	<b>187</b>
1	行政とボランティアの役割	187
2	ボランティア団体等の協力	187
3	ボランティアの受入	187
4	ボランティアの活動	187
5	ボランティア活動の環境整備	188
<b>第31節</b>	<b>災害救助法の適用計画</b>	<b>189</b>
1	実施責任者	189
2	災害救助法の適用基準	189
3	災害救助法の適用手続	189

4	救助の実施と種類	189
5	基本法と救助法の関連	192
<b>第32節</b>	<b>障害物除去計画</b>	194
1	実施責任	194
2	障害物除去の対象	194
3	障害物除去の方法	194
4	障害物の集積場所	194
5	放置車両の除去	194
<b>第33節</b>	<b>飼養動物対策計画</b>	196
1	実施責任	196
2	飼養動物の取扱い	196
3	同行避難	196

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

<b>第1節</b>	<b>災害復旧計画</b>	
1	実施責任者	197
2	復旧事業計画の概要	197
3	災害復旧予算措置	198
4	激甚災害	198
<b>第2節</b>	<b>被災者援護支援</b>	201
1	罹災証明書の交付	201
2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	201

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

<b>第1節</b>	<b>総則</b>	203
1	推進計画の目的	203
2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務	203
<b>第2節</b>	<b>地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</b>	204
1	建築物、構造物等の耐震化	204
2	避難場所の整備	204
3	避難路の整備	204
4	消防用施設の整備	204
5	緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	204
6	通信施設の整備	204
<b>第3節</b>	<b>円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b>	205
1	避難の確保	205
2	避難場所における救護	205
3	避難行動要支援者の避難支援	206
4	避難誘導等	206
5	意識の普及啓発等	206
6	消防機関等の活動	206
7	水防管理団体等の措置	206

8	電気、ガス、通信、放送関係	207
9	応急復旧等	207
10	交通対策	207
11	市自らが管理又は運営する施設に関する対策	208
12	迅速な救助	209
<b>第4節</b>	<b>関係者との連携協力の確保に関する事項</b>	<b>210</b>
1	資機材、人員等の配備手配	210
2	物資の備蓄・調達	210
<b>第5節</b>	<b>後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</b>	<b>211</b>
1	後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	211
2	注意を呼びかける期間	211
3	市の取るべき措置	211
<b>第6節</b>	<b>防災訓練に関する事項</b>	<b>212</b>
<b>第7節</b>	<b>地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</b>	<b>213</b>
1	市職員等に対する教育	213
2	地域住民等に対する教育・広報	213